

27原第231号
平成27年10月26日

経済産業大臣 林 幹雄 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議」への了解について

四国電力株式会社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成25年7月8日付けで事前了解願いのあった標記については、その後の貴職からの平成27年7月17日付け20150715資第1号による協力要請等も踏まえ、別添写しのとおり了解し、同社に通知したので、お知らせします。

今回の了解に当たり、貴職におかれては、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として適切な対応を頂くよう要請します。

記

- 1 原子力発電所の再起動の必要性や審査・検査結果等を踏まえた安全性について、引き続き国が前面に立って、国民に対する十分な情報公開と説明に努めること
- 2 長期停止後の運転再開であることに特に留意し、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の指導監督に努めること
- 3 かねてより事業者に要請している「えひめ方式」による異常通報連絡の徹底及び地元住民に対する真摯な説明について、将来に亘って的確に遂行するとともに、追加要請した緊急時の作業スペース確保について、その速やかな実現を図るよう、改めて要請したので、事業者を適切に指導すること
- 4 平成27年7月21日の宮沢前経済産業大臣との面談時に直接要請した8項目のうち、広域避難道路の優先的な整備や避難訓練への協力といった原子力防災対策については、引き続き国の全面的な支援を頂くとともに、中・長期的な対応を要する使用済燃料の中間貯蔵及び最終処分に係る対策並びに伊方発電所での廃炉研究の展開については、着実に具体化を進めていくこと
- 5 原子力規制を行っていくうえでの安全目標について、科学的・技術的観点のみならず、リスクに対する社会的受容性や安全対策のコスト対効果及びそのトレードオフの観点の必要性も含め、継続的な検討を行うとともに、規制当局及び事業者双方において安全を最優先するという意識並びに安全性向上へ取り組む意欲が停滞することのないよう、安全文化の絶え間ない醸成を図ること
- 6 エネルギー政策として原子力を社会的に利用する場合には、住民を含む関係者間で原子力発電のリスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ることにより、原子力発電所に求められる安全性に関する社会的合意を形成していくことが重要であり、原子力規制委員会のみならず政府として、リスクコミュニケーションの取組みを推進すること
- 7 エネルギー基本計画で示した将来の原発依存度の低減に向けて、再生可能エネルギーの導入促進などの具体的な施策を最大限加速すること
- 8 原子力発電所立地地域はもとより周辺地域を含む地域の振興につながる制度の充実等を図るとともに、住民の暮らしや経済・産業活動の安定と発展のため、電源の状況に応じて電気料金を適正に設定するよう事業者を指導すること

27原第231号
平成27年10月26日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議」への了解について

四国電力株式会社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成25年7月8日付けで事前了解願いのあった標記については、別添写しのとおり了解し、同社に通知したので、お知らせします。

つきましては、伊方発電所の更なる安全性の確保・向上に向けて、下記事項について適切な対応を頂くよう要請します。

記

- 1 工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請に対して、引き続き適切な審査、確認を行うとともに、使用前検査に当たっては厳正な根拠確認及び立会確認を行うこと
- 2 審査結果や検査結果等を含む原子力規制に関する情報について、引き続き国民に対する十分な情報公開と説明に努めること
- 3 長期停止後の運転再開であることに特に留意し、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の指導監督に努めること
- 4 原子力規制を行っていくうえでの安全目標について、科学的・技術的観点のみならず、リスクに対する社会的受容性や安全対策のコスト対効果及びそのトレードオフの観点の必要性も含め、継続的な検討を行うとともに、規制当局及び事業者双方において安全を最優先するという意識並びに安全性向上へ取り組む意欲が停滞することのないよう、安全文化の絶え間ない醸成を図ること
- 5 エネルギー政策として原子力を社会的に利用する場合には、住民を含む関係者間で原子力発電のリスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ることにより、原子力発電所に求められる安全性に関する社会的合意を形成していくことが重要であり、貴委員会としても、リスクコミュニケーションの取組みを推進すること

27原第231号
平成27年10月26日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 丸川 珠代 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議」への了解について

四国電力株式会社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成25年7月8日付けで事前了解願いのあった標記については、別添写しのとおり了解し、同社に通知したので、お知らせします。

つきましては、伊方発電所に係る防災対策の更なる充実に向けて、下記事項について適切な対応を頂くよう要請します。

記

- 1 原子力防災訓練について、広域避難計画等の検証のための的確な実施に向けた調整や、実際の訓練時における国の実動組織の参加等も含め、引き続き全面的に協力するとともに、実施後の評価とそれを踏まえた計画の更なる充実のための支援に努めること
- 2 大洲・八幡浜道路の優先整備など原子力災害時の広域避難対策に係る社会資本の整備充実を国として支援すること
- 3 原子力防災対策に必要な資機材及び施設の整備等に係る自治体への財政支援をさらに強化するとともに、国による物資、資機材及び要員等の迅速かつ広域的な支援体制の充実強化を図ること
- 4 国、県、市町、防災関係機関等との緊密な連携が図られるよう、組織体制の一層の強化に努めること